

## ○申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	市民環境部 住民課 作成係・新窓口担当・住民記録係		
許 認 可 等 名	手数料の減免		
根 拠 法 令	徳島市手数料条例		
根 拠 条 項	第6条		
連 絡 先	(電話 621-5140・5134)		
審 査 基 準	基 準	<p>第6条第1号 災害救助法を適用された災害における被災であって、市長が必要と認める証明をするときは無料とする。</p> <p>第6条第2号 公職選挙法第44条第3項の規定に基づく引き続き同一県内に住所を有する旨の証明をするときは無料とする。</p> <p>第6条第3号 住居表示に関する法律第3条第1項及び第2項の規定による住居表示の実施並びに第4条の規定による街区符号、道路の名称又は住居番号の設定、変更又は廃止に伴う公募又は公証書類の記載事項で住居の表示に係るものの変更について、法令の定めるところにより必要とする証明をするときは無料とする。</p> <p>第6条第4号 次の証明及び住民票等の交付は無料とする。  1 公共用地の取得に伴う所有権移転登記嘱託における登記義務者の承諾印の市長の奥書証明  2 罹災したことの証明（災害救助法の適用外）  3 労働基準法第111条に基づく証明事項に準ずる証明  4 各種年金受給権者現況届  5 石綿による健康被害の救済に関する法律第83条に基づく証明事項に準ずる証明</p>	
	参 考 事 項		
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定（平成27年12月28日最終変更）	
	標 準 処 理 期 間	総日数 即日（次のものを除く）	<p>（設定しないものについてはその理由） 第1号及び第4号2については、災害発生後、調査班による被害状況の調査に基づき証明書を発行するため、災害の規模により処理期間が左右される。したがって、標準処理期間を設定することができない。</p>
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定（平成27年12月28日最終変更）	

審査基準	基準	<ol style="list-style-type: none"><li>6 各種労災年金の定期報告にかかる住民票又は戸籍</li><li>7 公職選挙法第44条第3項に基づく証明事項に準ずる証明としての住民票</li><li>8 日本年金機構からの業務にかかる調査のための住民票、戸籍又は戸籍附票</li><li>9 雇用保険法第75条に基づく証明事項に準ずる証明</li><li>10 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第48条に基づく証明事項に準ずる証明としての住民票</li><li>11 租税特別措置法第41条の19の2第1項に規定する住宅耐震改修を行ったことを証する証明書</li><li>12 地方税法施行令附則第12条第24項に規定する基準に適合する耐震改修が行われたことを証する証明書</li></ol>
------	----	--